



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第139回 タイ国 ビジネス事例 外国公務員贈賄防止指針①

前回は、不正競争防止法の罰則などについてご紹介しました。今回は、外国公務員贈賄防止指針をご紹介します。

(外国公務員贈賄防止指針の背景・目的)

外国公務員贈賄防止指針が策定された背景として、企業活動のグローバル化、ボーダレス化の進展により、日本企業の活動の場は拡大し続けており、海外市場での商取引の機会の獲得、維持を図るためには、製品やサービスの価格や品質による公正な競争が行われるべきであり、外国公務員贈賄等による不正な競争は防止されるべきであるという認識が世界的に共有されて来ていることがあります。

この点、OECD(経済協力開発機構)において「外国公務員贈賄防止条約」(国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約)が採択され、この条約は、OECD加盟国以外のアルゼンチン、ブラジル、ロシアなど8カ国を加えた44カ国が締約しています。

外国公務員贈賄を含む不正・腐敗問題に対する世界的な意識が高まっておりますが、贈賄問題に対処するためには、予防的アプローチが重要です。

この指針は、国際商取引に関連する企業における外国公務員に対する贈賄防止のための自主的・予防的アプローチを支援することを目的として策定されました。具体的には防止対策を講じるにあたっての参考情報が提供されていますので、理解向上、予見可能性の向上に役立てることが期待されています。

(企業における外国公務員贈賄防止体制とは)

- ① 背景: 消費者意識の向上や事業活動の国際化等により企業の社会的責任が増大していることから、法令遵守の確保、業務の効率化の観点から、企業において、各種の内部統制の整備・運用改善の取り組みがおこなわれています。この内部統制の取り組みは外国公務員贈賄防止にあたっても極めて有効といえます。
- ② 外国公務員贈賄防止体制を構築・運用する必要性:
 - ・外国公務員贈賄罪に対する捜査体制が強化されています。米国、英国では多数の摘発がおこなわれており、1千億円を超える制裁金が課された事例もあります。更に実際に外国公務員贈賄罪に問われた場合には取引停止やブランド価値の毀損など大きな損失が生じることがあります。日本企業にとっても、海外で事業活動を行う上ではまさに直面している重大なリスクであるという認識が求められます。
 - ・日本企業の取締役は、善管注意義務の一環として、通常想定しうる不正行為についてそれを回避するための内部統制システムを構築する必要があるとされています。当該不正行為には外国公務員贈賄も含まれ、内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るために必要な防止体制を構築する必要があると考えられます。

(外国公務員贈賄防止体制の構築・運用にあたっての視点)

- ① 経営トップの姿勢・メッセージの重要性:
経営トップは、以下の点を全従業員に対して明確に、繰り返し示すことが効果的です。

- 利益獲得のために不正な手段を取ることなく、迷わず法令遵守を貫くことが中長期的な企業の利益につながる
- 従業員は不正な手段を利用して獲得した利益は評価されず、厳正に処分される
- 過去に法令遵守を軽視する企業文化があったとしても、そのような「旧弊」を断ち切る

② リスクベース・アプローチ:

●リスクベース・アプローチとは、贈賄リスクが高い事業部門・拠点や業務行為については、高リスク行為に対する承認ルールの制定・実施、従業員に対する教育活動や内部監査と言った対策を重点的に実施してリスク低減を図り、他方、リスクが低い事業部門等については、より簡素化された措置が許容されるということです。事業部門・拠点、業務行為について、リスクを評価して、区分、類型化し、対応を区分します。

●贈賄リスクの高低については、進出国の贈賄リスク、事業分野の贈賄リスク、贈賄提供に利用されやすい行為類型に着目し、それらを総合勘案して判断することが基本となります。

●事業分野については、その事業の実施に現地政府の多数の許認可を必要とする状況が認められる場合、外国政府や国有企業との取引が多い場合など外国公務員等と密接な関係を生じやすい性格を持つ場合には、一般的に、贈賄リスクが高いものと考えられます。

●行為類型について、高リスクと考えられるものは以下の通りです。

- ・現地政府から許認可の取得、受注や国有企業との取引に関して助言や交渉を行う事業者(エージェント、コンサルタント)の起用や契約更新
- ・高リスクと考えられる国・事業分野におけるジョイントベンチャー組成の際の相手先選定や、高リスクと考えられる国・事業分野における SPC の組成
- ・高リスクと考えられる国・事業分野において、当該国の政府関連事業実績の多い企業に対する M&A(株式の取得等)
- ・受注金額や契約形式等から勘案して贈賄リスクが高いと考えられる公共調達への参加
- ・外国公務員に対する直接、間接の支払いを伴う社交行為

③ 贈賄リスクを踏まえた子会社における対応の必要性:

仮に海外子会社を含む子会社が外国公務員贈収賄罪で処罰される場合には、親会社の子会社株式の価値の毀損、親会社自身の信用毀損、そしてグループ全体の企業価値の毀損につながります。更に、親会社自身が刑事罰を受ける可能性もあります。従って、親会社は、その子会社において、リスクベース・アプローチを踏まえた防止体制を構築し、適切に運用されることを確保する必要があります。

④ その他留意事項:

防止体制が有効に機能しているかどうかの判断は、運用状況やその評価が重要です。更に、防止体制を含め、企業に求められる内部統制システムの整備・運用状況は、企業規模・業種、経済的・社会的環境、時代背景等により評価が変わることがあります。従って、防止体制については現状において十分なレベルにあるかどうか、同業他社の水準や当局発行のガイドラインなどを参考にしつつ常に検討、改善することが求められます。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., Ltd.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】 日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th